

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から44年7月まで  
② 昭和46年8月から47年6月まで

私の年金記録のうち、申立期間①については、勤務先の会社が厚生年金保険に未加入であったので会社の上司が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を給料から控除し納付していたはずである。申立期間②については、保険料を自分で納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和46年9月から47年6月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳に、同年3月24日に同年金手帳が発行されたことが記載されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人から提出された「納付書・領収証書」において、申立人が当該期間直後の昭和47年7月から同年12月までの保険料を50年2月21日に特例納付したことを確認できることから、この時点において、申立期間②のうち、46年9月から47年6月までの保険料が未納であったとは考え難く、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和46年8月については、上記年金手帳において、国民年金被保険者の資格取得日が同年9月1日と記載されているところ、オンライン記録によれば、当該期間に係る国民年金

被保険者の資格記録が平成3年3月4日付けで追加訂正されていることから、当該訂正が行われるまで当該期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を勤務先の会社が行ったと主張しているが、当時の状況を確認することができない上、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立期間①に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び申立期間②のうち昭和46年8月の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月から47年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私の結婚前の国民年金保険料は、母が自治会役員による集金で家族の保険料と一緒に納付したはずである。昭和53年5月に結婚のためA県B郡C町からD市に転出する際に受け取った「国民年金納付状況連絡票」には、48年4月から53年3月までの60か月が納付済みと記載されているので、納付記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月にA県B郡C町からD市に転居する際にC町が発行した「国民年金納付状況連絡票」を所持しており、同連絡票には48年4月から53年3月までの国民年金保険料が納付済みであることが記載されている上、転入先であるD市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には「48.4～53.3 納」の記載があることから、同市において申立期間が納付済みであることを確認していたものと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、保険料を全て納付していることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民の義務だと思い、国民年金保険料を全て納付してきたはずであるので、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの 6 か月間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの 12 か月間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は長期にわたり国民年金保険料を納付しており、前納制度も利用するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和 58 年 10 月下旬に払い出され、国民年金の加入手続は同時期に行われたと推認でき、申立期間①は加入当初の期間であり、国民年金の加入手続を行いながら、その当初から保険料を未納にするとは考え難い。

さらに、申立期間①当時同居していた申立人の母は、申立期間①の保険料を納付済みである上、申立人は昭和 60 年 1 月に婚姻しているところ、申立人の元夫は、申立期間②の保険料を納付済みである。

加えて、申立人は、申立期間②の前後の期間は納付済みである上、申立期間①及び②は合計しても 18 か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から同年5月まで  
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和56年3月に結婚のためA（職種）を退職した後、B市役所において国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料はB市役所で納付し、申立期間②は氏名の変更届を提出したときにC区役所で納付しており、付加保険料を含めて納付したのに申立期間①及び②が未加入及び未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②については、6か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、オンライン記録において、申立人は申立期間②の直前の昭和56年6月から同年9月までの保険料を付加保険料を含めて納付していることが確認できる。

また、申立人は、C区役所で保険料を納付したと申述しているところ、B市が保管する国民年金被保険者名簿により申立人は昭和56年12月2日にC区に転出したこと、及びC区が保管する被保険者名簿により57年3月31日にB市から職権により転入とされていることが確認できることから、C区において昭和56年度の納付書が発行されたことが推認でき、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であることを踏まえると、申立人は申立期間②直前の期間と同様に申立期間②の保険料を付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄には、昭和56年6月23日に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録、特殊台帳及び被保険者名簿とも一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年12月まで

私は、平成2年4月に大学に入学し、親元から郵便局の口座に仕送りを受けていたが、国民年金に加入した3年4月からは国民年金保険料分が仕送りに追加され、そのお金で保険料を納付してきた。母が病気になった6年10月からは現金での仕送りとなり状況が変わったが、4年1月から同年12月までは納付済みとなっている前後の期間と状況が同じであるため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成3年4月からは国民年金保険料分が仕送りに追加され、そのお金で保険料をA市役所B支所で納付してきたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日が全て同年4月1日となっていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたことが推認できる上、オンライン記録において、申立人は申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人から提出された申立人名義の郵便貯金通帳において定期的に仕送りを受けていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には申立期間当初にA市において住所変更手続を行ったことが確認でき、申立人がA市において保険料を納付したとする申述と符合することから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人は、保険料額は月額9,000円から1万500円であり、期間中に1回値上がりした気がする」と述べており、当該金額は申立期間の法定保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間及び52年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで  
② 昭和52年4月

私は、昭和44年10月頃に、父が国民年金の加入手続きを行ってくれたことを当時から認識していた。国民年金保険料の納付に関しては、納付状況は一切思い出せないが、当時働いており収入もあったことから、私自身が納付しているはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和44年10月頃に、父が国民年金の加入手続きを行ってくれたことを当時から認識していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が同年11月6日であることが確認できることから、同時期に申立人の父が国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、加入時期は申立人の主張とおおむね一致する。

また、申立期間①は3か月と短期間である上、加入当初の昭和44年10月から48年3月までの期間及び申立期間①の直後の同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料は、それぞれ国民年金手帳の印紙検認記録欄及びオンライン記録において現年度納付していることが確認できることから、申立人は申立期間①の保険料を現年度納付していたものとするのが自然である。

申立期間②については、オンライン記録において、直前の昭和51年度の保険料は現年度納付していることが確認でき、申立期間②は1か月と短期間である上、当時同居していた申立人の母及び兄の申立期間②の保険料

は納付済みであることを踏まえると、申立人は申立期間②の保険料も現年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3592 (事案 1698 の申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和27年2月2日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年2月から29年4月までは8,000円、同年5月から34年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年10月26日から34年7月1日まで

私は、前回の申立ての結果、申立期間の一部は認められたが、A社に勤務した当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する退職金支払明細書及び永年勤続表彰状により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和32年4月1日から34年7月1日までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと、及び事業主は当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年3月24日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかし、当該あっせん後に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の父と思われる氏名及び生年月日が明治28年\*月\*日の被保険者記録(昭和27年2月2日取得、34年7月1日喪失)が、申立人の記録であり、何らかの手違いによって申立人の父の氏名で記録されたものと認められる周辺事情が確認できたことから、事業主は、申立人が27年2月2日に資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額を8,000円である旨の届出を行い、29年5月から34年6月までに係る標準報酬月額は、

1万8,000円である旨の届出を行ったと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、上記申立人のものと認められる被保険者名簿の記録により、昭和27年2月から29年4月までは8,000円、同年5月から34年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

ちなみに、申立人は、「私の父は、自分がA社に入社する際の身元引受人であるが、申立期間当時は所在地が異なる別の事業所に勤めていた。」と供述しているところ、申立人の父の生年月日は、明治28年\*月\*日であり、父の申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録を調査した結果、申立人が供述した事業所において、申立人の父は昭和28年7月2日から41年10月1日まで被保険者となっていることが確認できる上、A社に係る上記被保険者名簿の原本を改めて確認した結果、かすかではあるが、申立人の父の名前「\*」及び被保険者台帳記号番号が消去され、その上に申立人と思われる名前及び生年月日の記載があり、訂正された被保険者台帳記号番号は、全く別人のもので、年金事務所では同番号に訂正された経緯は今となっては不明であると回答しており、当時の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和26年10月26日から27年2月2日までの期間については、事業主により給与から保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年12月1日から32年7月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を32年7月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から33年4月1日まで

私は、昭和31年3月から33年3月までの約2年間、A社で勤務したのに、31年12月以降の厚生年金保険の加入記録が無い。

高校卒業後初めて就職し、A社を退職後、B（施設）に1年間入所し、C（業務）を学び、昭和34年からD社に再就職したことを覚えており、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が昭和32年7月25日頃にA社に勤務していたことが推認できる。

また、商業登記簿により、A社は、昭和33年9月8日に総社員の同意により解散し、同年9月11日に解散登記を行っていることが確認できる。ところ、事実上の事業主は、「時期は覚えていないが、A社の従業員のほとんどをE社に移籍したが、F（業務）の免許はA社が持ち、営業を継続していたので、31年12月1日に適用事業所でなくなる届出を行った覚えは無い。申立期間は、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している上、事実上の事業主の妻は、「正社員であればA社及びE社のいずれに在職していても保険料を控除していたと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和31年12月1日に被保険者資格を喪失している29名のうち、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同社が適用事業所になった33年3月1日に被保険者資格を取得している者が9名確認できることから、A社は、31年12月1日から33年3月1日までの期間についても当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和31年12月1日から32年7月25日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年12月1日資格喪失時の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間のうち、昭和31年12月1日から32年7月25日までの期間については、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出を行ったものと認められることから、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年7月25日から33年4月1日までの期間については、A社で31年12月1日に被保険者資格を喪失し、E社が適用事業所になった33年3月1日に被保険者資格を取得している9名のうち4名から供述を得られたが、申立人を覚えていた1名からは、退職時期についてまでの証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額（平成15年7月25日は55万円、同年12月25日は50万円、16年7月23日は45万円、同年12月24日は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15年7月25日は55万円、同年12月25日は50万円、16年7月23日は45万円、同年12月24日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年7月23日  
④ 平成16年12月24日

私は、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額（平成15年7月25日は55万円、同年12月25日は50万円、16年7月23日は45万円、同年12月24日は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15年7月25日は55万円、同年12月25日は50万円、16年7月23日は45万円、同年12月24日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る申立期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がいずれの申立期間もこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年9月から20年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間のうち19年9月から20年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を19年9月から20年8月までは26万円とすることが必要である。

また、申立人の平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ63万8,000円、93万1,000円及び91万9,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を19年7月15日は63万8,000円、同年12月15日は90万9,000円、20年7月15日は89万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年11月1日まで

- ② 平成 19 年 7 月 15 日
- ③ 平成 19 年 12 月 15 日
- ④ 平成 20 年 7 月 15 日

A社は、申立期間について、届出された標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を控除していたが、平成 22 年に訂正の届出を行っているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

また、A社は、平成 19 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日及び 20 年 7 月 15 日に賞与を支給し、保険料を控除したが、届出事実の発生日より 2 年以内に賞与支払届を提出しておらず、22 年に賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初平成 19 年 9 月から 20 年 10 月までの期間は 24 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 12 月 8 日に 28 万円及び 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、事業主の保管する賃金台帳によると、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主の保管する賃金台帳の保険料控除額から、平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの期間は 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 20 年 9 月から同年 10 月までの期間については、事業主が保管する賃金台帳により、給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②、③及び④については、オンライン記録によれば、当該期間の標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 7 日に、19 年 7 月 15 日は 63 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 93 万 1,000 円、20 年 7 月 15 日は 91 万 9,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は当該期間の賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額から、平成 19 年 7 月 15 日は 63 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 90 万 9,000 円、20 年 7 月 15 日は 89 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年9月から20年10月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

また、申立人の平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ21万円、35万7,000円及び61万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を19年7月15日は20万9,000円、同年12月15日は34万8,000円、20年7月15日は59万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年11月1日まで  
② 平成19年7月15日  
③ 平成19年12月15日

#### ④ 平成 20 年 7 月 15 日

A社は、申立期間について、届出された標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を控除しており、22年に訂正の届出を行っているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

また、A社は、平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に賞与を支給し、保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届を提出しておらず、22年に賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初平成19年9月から20年10月までの期間は24万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年12月8日に26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、事業主の保管する賃金台帳によると、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主の保管する賃金台帳の総支給額から、平成19年9月から20年10月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③及び④については、オンライン記録によれば、当該期

間の標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 7 日に、19 年 7 月 15 日は 21 万円、同年 12 月 15 日は 35 万 7,000 円、20 年 7 月 15 日は 61 万 1,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とされない記録とされている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は当該期間の賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額から、平成 19 年 7 月 15 日は 20 万 9,000 円、同年 12 月 15 日は 34 万 8,000 円、20 年 7 月 15 日は 59 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成19年12月15日及び20年7月15日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ60万2,000円及び78万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を19年12月15日は58万7,000円、20年7月15日は76万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月15日  
② 平成20年7月15日

A社は、平成19年12月15日及び20年7月15日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届を提出しておらず、22年に賞与支払届を提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月7日に、19年12月15日は60万2,000円、20年7月15日は78万1,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間の賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額から、平成19年12月15日は58万7,000円、20年7月15日は76万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ54万5,000円、82万4,000円及び106万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を19年7月15日は54万4,000円、同年12月15日は80万4,000円及び20年7月15日は104万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月15日  
② 平成19年12月15日  
③ 平成20年7月15日

A社は、平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届を提出しておらず、22年に賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月7日に、19年7月15日は54万5,000円、同年12月15日は82万4,000円及び20年7月15日は

106万7,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間の賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額から、平成19年7月15日は54万4,000円、同年12月15日は80万4,000円及び20年7月15日は104万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成20年7月15日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、27万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を20年7月15日は26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

A社は、平成20年7月15日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届を提出しておらず、22年に賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月7日に、27万4,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間の賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保

険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ56万8,000円、83万1,000円及び80万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を19年7月15日は56万7,000円、同年12月15日は81万1,000円及び20年7月15日は78万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月15日  
② 平成19年12月15日  
③ 平成20年7月15日

A社は、平成19年7月15日、同年12月15日及び20年7月15日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届を提出しておらず、22年に賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月2日に、19年7月15日は56万8,000円、同年12月15日は83万1,000円及び20年7月15日は

80万2,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間の賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額から、平成19年7月15日は56万7,000円、同年12月15日は81万1,000円及び20年7月15日は78万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年10月から17年5月までを47万円、同年6月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年10月から17年5月までの期間及び同年6月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月から17年6月まで  
② 平成17年9月

私のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成16年9月から17年9月までの給与支給明細書（紛失した17年2月を除く。）には、標準報酬月額47万円に相当する厚生年金保険料が控除された旨記載されているが、オンライン記録の標準報酬月額は、同年7月及び同年8月が50万円となっている以外は、申立期間①が38万円、申立期間②が41万円となっているので、それらの記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成17年2月を除いた給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳に

より、申立期間①のうち、16年10月から17年5月までは47万円、同年6月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年9月及び申立期間②については、上記給与支給明細書及び賃金台帳により、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料より高い金額が給与から控除されているが、同月の給与支給合計額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。



## 千葉厚生年金 事案 3602 (事案 1463 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第3種被保険者に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の第3種被保険者の厚生年金保険料（訂正前の第1種被保険者として計算された厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年5月1日まで

私は、前回、審議結果として「年金記録訂正が必要とまでは言えない。」という通知をもらったが、判断理由には事実誤認がある。私は、A社（現在は、C社）B事業所でD（業務）をしており、業務内容から第3種被保険者であることは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、i) C社は、「人事記録により、申立人が昭和32年10月1日からE課D（業務）担当者であったことを確認でき、これは第3種被保険者とは考え難い職種である。」と回答していること、ii) 申立期間に係る職員給料支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、第1種被保険者の保険料率が適用されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、今回の再申立てに当たって、C社に再び照会したところ、同社は、「B事業所E課のD（業務）担当者は頻繁にF（作業）しなければならなかった業務であったことを当社OBの証言から確認した。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち2名はD（業務）担当者

であり、うち1名は、「申立人と同様に当該事業所においてD（業務）担当者として勤務していた。」と供述しており、D（業務）担当者であった当該2名の元同僚の当該事業所における厚生年金保険加入記録は、資格取得日から資格喪失日までの期間について一貫して第3種被保険者であることが確認できる。

さらに、供述を得られた上記元同僚1名はD（業務）担当者として勤務していた元同僚2名を記憶しており、その2名の厚生年金保険加入記録は、当該事業所において、資格取得日から資格喪失日までの期間について上記元同僚2名と同様に第3種被保険者である。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間においてD（業務）担当者として継続して勤務し、第3種被保険者であったと認められる。

なお、事業主による申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の第3種被保険者に係る資格取得届（昭和32年10月1日）が提出された場合には、その後、第3種被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届（33年10月1日）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない上、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では34年5月に第1種被保険者から第3種被保険者に種別変更がされていることから、事業主から社会保険事務所に第3種被保険者としての届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年10月から34年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る第3種被保険者の保険料（訂正前の第1種被保険者として計算された保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3603

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和35年4月にA社（現在は、B社）に入社以来、平成7年12月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から本社に転勤した際、厚生年金保険が1か月未加入となっていることに納得できない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の供述から、昭和39年11月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 3604

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を、平成4年3月から同年7月までは26万円、同年8月から5年3月までは30万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は17万円にそれぞれ訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年12月1日まで

私は、平成3年5月からA社に勤務したが、私の厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立期間の標準報酬月額が間違っており、13万4000円と記録されている標準報酬月額は、26万円くらいになると記憶しているので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社は休業を理由に平成6年2月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その約1か月後の同年3月31日に、申立人の標準報酬月額は、4年3月から同年7月までは26万円から、同年8月から5年3月までは30万円から、同年4月からは同年9月までは16万円から、同年10月及び同年11月は17万円から、それぞれ13万4,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、健康保険の整理番号が62人（重複付番された4人を含む。）に対して付番されているところ、オンライン記録において、このうち28人は、申立人と同じく適用事業所でなくなった約1か月後の平成6年3月31日に、標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認でき、社会保険事務所がこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る登記簿履歴事項全部証明書の役員欄で、申立

人が当該事業所において、役員ではなかったことが確認できる上、申立人が勤務したA社B工場の元工場長は、申立人の担当業務等について、「C（作業）だった。社会保険の事務には、全く関与していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所を管轄するD年金事務所の不納欠損整理簿により、社会保険事務所において、平成9年9月30日に当該事業所の滞納額205万9,074円の不納欠損整理の決議（所属年度：5年度）が「時効完成のため」行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年3月から同年7月までは26万円、同年8月から5年3月までは30万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は17万円にそれぞれ訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 26 日から 39 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 21 日から 43 年 7 月 26 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録に、昭和 43 年 9 月 25 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある3回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間及び2回の申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は最後の事業所であるA社を退職する2か月前（支給決定の4か月以上前）の昭和 43 年 5 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成3年10月から4年8月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月1日まで  
私のA社における平成3年10月から4年8月までの標準報酬月額が19万円と記録されているが、実際の給与支給額に相当する標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年8月までは24万円と記録されていたところ、当該事業所が同年11月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の5年5月6日付けで、当該期間について、遡及して19万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員でなかったことが確認できる上、元同僚から提出された申立期間当時の当該事業所の組織図において、申立人は、「B部」に所属していることが確認でき、別の元同僚は「社会保険関係事務については本社C部で行っていた。」と証言している。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成5年5月以前の4年8月31日に離職していることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成3年10月から4年7月までは28万円、同年8月は32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月5日まで  
私のA社における平成3年10月から4年8月までの標準報酬月額が22万円と記録されているが、実際の給与支給額に相当する標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年7月までは28万円、同年8月は32万円と記録されていたところ、当該事業所が同年11月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の5年5月6日付けで、当該各期間について、遡及して22万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員でなかったことが確認できる上、元同僚から提出された申立期間当時の当該事業所の組織図において、申立人は、「本社B部」に所属していることが確認でき、別の元同僚は「社会保険関係事務については本社C部で行っていた。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成5年5月以前の4年9月に別の会社に勤務し、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成3年10月から4年7月までは28万円、同年8月は32万円に訂正することが必要である。

## 千葉厚生年金 事案 3608

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和40年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月21日から41年2月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、平成16年3月に退職するまで、一度も退職したことはないのに申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に発行した在籍証明書、健康保険組合の加入証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社B部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和40年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和41年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 3609

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和39年1月10日、資格喪失日は同年12月28日であると認められることから、申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月10日から40年8月31日まで

私は、B事業所に昭和39年1月に入社し、1年半ぐらいは勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同年1月10日に資格取得と記載された厚生年金保険被保険者証を保管しているので、加入記録を調査して訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は昭和39年1月10日に資格取得と記載された厚生年金保険被保険者証を所持している上、B事業所を運営していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同年1月10日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、事業所名は確認できないものの、申立人と氏名、生年月日が同一で、申立期間に係る雇用保険の加入記録（取得日：昭和39年1月10日、離職日：40年8月30日）が確認できる。

一方、当該事業所は昭和39年12月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、上記被保険者名簿には、申立人を含めて複数の厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び標準報酬月額の記載が無いことが確認でき、このことについて、C事務センターは、「名簿不明、仮台作成」との記載が多数あること、及び被保険者名簿の表紙に「仮」の記載が

あることから、当該被保険者名簿は、後年ほかの資料に基づき復元されたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和39年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和39年1月から同年11月までの標準報酬月額については、当該事業所における元同僚の標準報酬月額の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和39年12月28日から40年8月31日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、所在地を管轄する法務局において商業登記は確認することができず、申立期間当時の事業主が特定できないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者名簿により、当時の同僚5名に照会し、2名より回答を得たが、申立人を明確に記憶している者はおらず、保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日に係る記録を平成7年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成4年8月から10年2月末までA社に継続して勤務していた。同社において、当初はB（職種）として勤務し、その後はC（職種）として継続して勤務した。

しかしながら、「ねんきん定期便」の記録を見たところ、船員保険から厚生年金保険に切り替わった際の平成7年11月の船員保険の加入記録が欠落しており、納得できない。調査して、船員保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、退職者名簿及び退職金通知書により、申立人は当該事業所に平成4年8月1日から10年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したと回答していることから、社会保険事務所は、申立

人に係る平成7年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成5年8月から6年3月までは22万円、14年10月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から6年4月28日まで  
② 平成14年10月1日から15年1月18日まで

私がA社（その後、組織変更してB社）に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が平成5年8月から6年3月までの期間は8万円、14年10月から同年12月までの期間は9万8,000円と記録されているが、実際の給与支給額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された平成5年分及び6年分の源泉徴収票により、申立人は22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年8月から6年3月までは22万円と記録されていたところ、当該事業所が6年4月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年5月6日付けで、当該期間について、遡及して8万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではない上、元同僚は「申立人は、C（業務）を担当していた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月



額は、事業主が当初届け出たとおり、平成5年8月から6年3月までは、22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成14年10月から同年12月までは24万円と記録されていたところ、当該事業所が15年1月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年1月22日付けで、当該期間について、遡及して9万8,000円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではない上、元同僚は「申立人は、C（業務）を担当していた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成14年10月から同年12月までは、24万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年8月から6年3月までは28万円、14年9月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から6年4月28日まで  
② 平成14年9月1日から15年1月18日まで

私の夫がA社（その後、組織変更してB社）に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が平成5年8月から6年3月までの期間は11万円、14年9月から同年12月までの期間は9万8,000円と記録されているが、実際の給与支給額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年8月から6年3月までは28万円と記録されていたところ、当該事業所が6年4月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年5月6日付けで、当該期間について、遡及して11万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、申立人の妻から提出された「平成6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」により、申立人は平成5年中において28万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間①において取締役であったことが確認できるが、当該期間において雇用保

険の加入記録が確認できる上、元同僚は「申立人は、C（業務）の取締役であり、D（業務）を担当していた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成5年8月から6年3月までは、28万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成14年9月から同年12月までは30万円と記録されていたところ、当該事業所が15年1月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年1月22日付けで、当該期間について、遡及して9万8,000円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間②において取締役であったことが確認できるが、当該期間において雇用保険の加入記録が確認できる上、元同僚は「申立人は、C（業務）の取締役であり、D（業務）を担当していた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成14年9月から同年12月までは、30万円に訂正することが必要である。

## 千葉国民年金 事案 3594

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、短期大学生で収入が無かったので、国民年金保険料を納付していなかったが、申立期間の保険料が10年の時効になる前の平成16年頃に申立期間の納付書が送られてきたので、同年2月に銀行口座から20万円を引き出し、A区の郵便局で特例納付したのに、申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、10年の時効となる前の平成16年頃に特例で納付したと主張しているところ、国民年金制度において最後の特例納付制度が施行されたのは昭和53年7月から55年6月までの期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人が短期大学を卒業後の平成8年2月23日であることが確認できることから、申立期間は短期大学に在学中の申請による学生免除期間とは考え難く、申立期間は既に本来の保険料納付の時効である2年を経過しており、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の年金記録には平成16年4月5日に平成16年度分前納保険料15万6,770円を納付した記録（そのうち、平成16年10月から17年3月までの保険料は、申立人が16年10月に厚生年金保険に加入したため同年11月に還付されている。）があり、それ以前の11年3月には9年4月から同年6月までの保険料を遡って納付した記録があることから、これらの記憶が申立てにつながっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 11 年 6 月から同年 8 月については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正をすることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月及び同年 5 月  
② 平成 11 年 6 月から同年 8 月まで

私は、結婚のため平成 11 年 3 月に会社を辞めたので、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を A 県 B 市（現在は、C 市）の D 郵便局で納付した。また、同年 6 月から同年 8 月までの期間は、結婚しているので国民年金第 3 号被保険者のはずだが、申立期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成 11 年 6 月 24 日に A 県 B 市において、13 年 2 月 20 日に E 市 F 区において、それぞれ国民年金の加入勧奨が申立人に行われたことが記録されており、申立期間①及び②は同年 2 月 20 日以前の時点で国民年金に未加入の期間であることから、国民年金保険料の納付及び第 3 号被保険者の資格取得の届出があったとは考え難い。

また、申立人の夫が勤務する共済組合は、申立人の健康保険の扶養認定日を平成 13 年 10 月 1 日と回答している上、申立人の所持する「国民年金第 3 号被保険者資格該当通知書」には、14 年 3 月 6 日付けで 13 年 10 月 1 日に遡及して第 3 号被保険者の資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①及び②は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進ん

であり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成 11 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成 11 年 6 月から同年 8 月については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正をすることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3596

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から63年3月まで

私は、昭和52年6月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、そのとき、妻が過去2年間の国民年金保険料をまとめて納付し、それ以後は順次一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、そのとき、申立人の妻が過去2年間の国民年金保険料をまとめて納付し、それ以後は順次申立人の妻と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は60年11月14日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号のうちの一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、同年12月13日に年金手帳が送付されたことが記載され、「年金手帳送達による適用者」の押印があることから、年金手帳が送付された同年12月以前の時点において申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の主張する加入手続及び保険料の納付状況と相違している。

また、申立期間は154か月と長期間である上、申立人に対して年金手帳が送付された昭和60年12月の時点では、申立期間の過半にあたる58年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、



確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 56 年 12 月まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市内の C 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の適用がなかったため国民年金に加入しており、所持する年金手帳にも、国民年金の被保険者になった日が昭和 55 年 6 月 10 日と記載されている。国民年金保険料は市役所から送付されてきた納付書により納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び同検認記録によれば、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立期間直後の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料を 59 年 4 月 24 日に過年度納付したことが記録されており、当該過年度納付をおこなった時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶は不鮮明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年11月まで

私は、昭和61年3月に大学卒業後、同年4月から勤務した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同出張所の窓口で保険料の収納事務は行われておらず、金融機関窓口も無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年5月に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された番号の一つであり、申立人の前後の被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は5年9月頃行われ、このとき、元年6月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3599

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和47年8月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は毎月自宅に来ていた集金人に納付していた。48年3月から49年3月まではA市に、同年4月から52年3月まではB市に、同年4月から56年3月まではC市に住んでいたが、いずれも市の集金人に毎月自宅に来てもらっていたのに、49年4月から53年3月までの期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和49年4月からB市に居住し、国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているところ、B市役所D課は、「保険料の徴収方法を印紙検認方式から納付書方式に変更したのは47年頃であり、申立期間当時、市の職員又は代理人が毎月自宅に保険料の集金に訪問することは考え難い。」と回答しており、申立人の主張と相違している。

また、申立期間②については、C市の国民年金過年度収滞納一覧表によると、申立人は、昭和53年4月から56年3月までの保険料を同市で現年度納付していることが確認できるが、申立期間②の納付は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の住所変更手続に関する記憶が明確でない上、住民票の転出入手続を行っていた申立人の夫は、「住民票の転出入手続の際に、妻の国民年金の住所変更手続を行った記憶は無い。」と申述しており、国民年金の住所変更状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3600

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月及び同年9月

私は、平成6年2月頃にA区役所で住民票の転出手続を行ったとき、窓口の職員に国民年金の未納期間があることを指摘され、そのときに未納分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納のままとされていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年2月頃にA区役所で国民年金の未納期間を指摘され、そのときに未納分の国民年金保険料を納付した。」と述べているが、申立人が現在所持する年金手帳は、7年9月頃にB市で再発行されたものであり、申立期間当時の年金手帳を所持していないことから、申立期間の保険料を過年度納付することが可能な6年9月以前に、申立期間に係る国民年金の資格取得手続を行ったかどうかを確認することはできない。

また、申立人は、「平成4年8月にそれまで勤務していた会社を辞めたときは、体調が悪く一時寝込んでしまい、国民年金への切替手続を行わずそのままにしてしまった。6年2月に住民票の転出手続を行った際、初めて未納を指摘された。」と述べているが、4年8月の時点で国民年金への切替手続を行わなかった場合、6年2月の転出手続の時点では、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたと考えられることから、保険料の未納を指摘されるとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3601

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年10月から11年3月まで

私は、申立期間当時は大学生だったので、母がA市役所B支所（当時）やC銀行D支店で国民年金保険料を納付してくれていた。当時は保険料が未納の場合は通知書が送られてきたので納付を忘れることは無く、また、学生納付特例を受けた期間も全て追納したと母が言っているのに、申立期間が未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は母が市役所支所及び金融機関において国民年金保険料を納付してくれていたと主張するところ、申立人の母は、納付時期及び納付金額に関する記憶が明確ではないため、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3602

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から同年12月まで

私は、平成13年7月にA市からB郡C町（現在は、D市）に転入した。しばらくして妻は、A市役所のE課に電話をして国民年金保険料の未納期間を確認し、納付書を発行してもらい、申立期間の保険料を納付した。私の手元には15年2月3日に発行された13年1月から同年3月までの期間に係る納付書が残っているので、12年12月以前の保険料は納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年7月にA市からB郡C町に転入し、申立期間に係る納付書をA市役所のE課から送付してもらったと申述しているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄には、「平成12年9月1日1号」の記載及びC町のゴム印が押されており、申立人はC町において国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、C町に転入した13年7月時点において、申立期間の国民年金保険料は既に過年度保険料であり、通常の事務処理では過年度保険料の納付書は社会保険事務所（当時）において発行されることを踏まえると、転出したA市から申立人に納付書を送付されるとは考え難い。

また、申立人は平成13年に申立期間の保険料を納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人が12年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の加入手続が行われていないという理由で、申立人に対し14年2月20日に国民年金への加入を促す勧奨状が作成されていることから、13年中においては、国民年金に未加入



であったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所では国民年金被保険者の資格取得届がオンライン記録に入力処理された翌週月曜日に納付書を発行する事務処理を行っていたこと、及びオンライン記録において、申立人の氏名変更及び年金手帳の再交付の処理が平成15年1月29日に行われていることが確認でき、申立人が所持する納付書の発行日が同年2月3日であることを考え合わせると、申立人の国民年金の加入手続は同年1月頃に行われたことが推認でき、この時点を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私の母は、平成3年4月頃に大学生が国民年金の強制加入の対象となった新聞の記事を見て、私のために国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生が国民年金の強制加入の対象となった新聞記事を見たその母が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと申述しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとするその母は、申立期間当時の記憶が定かではなく、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3604 (事案 3122 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から平成 9 年 3 月まで

私は、前回の申立ては認められなかったが、平成 3 年 4 月にそれまでの未納であった国民年金保険料として 50 万円ぐらいの金額を納付書で、その後は、毎月口座振替で保険料を納付していたはずであり、申立期間②が未納とされていることは納得できない。また、申立期間①の保険料も納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 特殊台帳及びオンライン記録において申立期間①は未納と記録されていること、ii) 申立人の夫も申立期間①は未納であること、また、申立期間②に係る申立てについては、iii) 申立人は、平成 3 年又は 4 年 4 月頃に、昭和 60 年に遡り 50 万円から 90 万円の保険料を銀行又は郵便局で一括納付したと申述するところ、制度上、遡って保険料を納付することができるのは納付期限から 2 年間であること、iv) 同時点で第 3 回特例納付の実施期間は既に経過しており、当該特例納付制度を利用して納付することはできないこと、さらに、申立期間①及び②ともに、v) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、vi) 申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でない

する通知が行われている。

今回、申立人からは平成5年から9年までの確定申告書の写しが資料として提出されているが、5年から8年までの確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の納付額の記載は無い上、9年の確定申告書には平成8年度3か月、9年度9か月の国民年金保険料の合算額が記載されているが、申立人は申立書において平成9年4月以降の保険料は1年前納したと記載しており、納付方法はオンライン記録と一致していることが確認できることから、平成9年度の保険料を前納していることを踏まえて推認できる納付額と確定申告書に記載された金額には差異が認められる。

このほかに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和46年12月21日にA市B事業所C課で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金手帳と国民健康保険証は、後日郵送により受け取った。その後、国民年金保険料は国民健康保険料と共に納付書により納付しており忘れたことはない。私はD区に住んでいた55年に約2年分の保険料を特例納付したが、申立期間①及び②については定期的に納付していたので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA市において昭和46年12月に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所（当時）から50年10月にA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の3番前の被保険者の資格取得処理年月から、申立人は同年11月に加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張と相違する上、加入手続を行った時点において、申立期間①及び申立期間②のうち48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録において、申立人は昭和47年4月から48年3月までの期間を第2回特例納付（実施期間：49年1月から50年12月まで）により納付していることが確認でき、加入手続を行った50年11月の

時点を基準にすると、申立人が現年度保険料を納付できる 60 歳までの期間は\*年\*か月であり、老齢基礎年金の受給資格期間（25 年）に不足することから、第 2 回特例納付により納付可能であった 48 年 3 月までの保険料を特例納付したものと考えられるが、申立期間②は第 2 回特例納付の納付対象期間ではない上、申立人は申立期間①及び②の保険料については定期的に納付したと述べていることから、特例納付又は過年度納付を行った可能性も考えられない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当らない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3606

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、会社に2年間勤めた後、昭和49年3月末に退職し、家事手伝いをする事になり、同年4月に国民年金に加入した。私の実家はA（職種）を営んでいたため申立期間当時、両親と兄二人と共に国民年金に加入しており、家族の国民年金保険料は、私の母がA（職種）の売り上げの集金に来ていた銀行の担当者を通じて納付していた。申立期間において両親及び兄二人は納付しているのに私だけが申立期間について未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月末に会社を退職し、同年4月に国民年金の加入手続きを行い、その母が申立人を含む家族5人の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によりB社会保険事務所（当時）から51年12月にC市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、52年1月頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、加入時点において申立期間の一部は時効により納付することができない。

また、申立人の母が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の次兄は、その手帳記号番号が払い出された昭和47年4月頃以前の期間について遡って納付した形跡は見当たらない上、申立人の母からは申立期間の保険料の納付について具体的な証言を得ることはできず、申立期間の保険料を納付していたと推認することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案 3607

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私は、平成2年4月に大学に入学し、親元から郵便局の口座に仕送りを受けていたが、国民年金に加入した3年4月からは国民年金保険料分が仕送りに追加され、そのお金で保険料を納付してきた。母が病気になった6年10月からは現金での仕送りとなり状況が変わったが、それ以前と同じく保険料は納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成3年4月からは国民年金保険料分が仕送りに追加され、そのお金で保険料をA市役所B支所で納付してきたと述べているところ、申立人は申立書に、母が病気になった6年10月からは現金での仕送りとなり状況が変わったと記載しており、オンライン記録には7年7月5日付けの過年度保険料の納付書発行履歴が確認できることから、申立期間については、納付書が発行されるまで未納であったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間当時、単身で生活しており、申立人のほかに保険料の納付状況について供述を得ることができない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3613

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年6月まで

私は、A社に昭和28年11月1日から32年6月頃まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が30年4月1日と記録されており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間でないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に氏名が確認できる元同僚の氏名を覚えていることから、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち、連絡先が判明した2名及び当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において唯一住所が判明した1名に照会したがいずれも回答を得ることができないことから、申立人の申立期間当時の勤務期間及び雇用実態について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3614 (事案 2646 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 22 年 10 月 1 日にA社に入社し、31 年 3 月 1 日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間についてA社での厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社では、必ずしも新規適用時から全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 申立人が記憶している元同僚は、B社における被保険者資格を同年 12 月 1 日に喪失し、A社における被保険者資格を 23 年 11 月 1 日に取得しており、申立人と同じく申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていないこと、iii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について事業主等から聴取できないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、A社で昭和 22 年 12 月 1 日から 23 年 11 月 1 までに厚生年金保険被保険者の資格を取得している 30 名に新たに聴取したところ、入社当時国内勤務であったとしている 8 名のうち 7 名は、「当該事業所での入社日と厚生年金保険の資格取得日にはずれは無い。」と供述している上、ずれがあると供述した 1 名も当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった 22 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している。

また、入社当時C（地名）勤務であったとしている 21 名は、いずれも申立人と同じく昭和 23 年 11 月 1 日に当該事業所で資格取得しており、そのうちの 8 名は、「前事業所から当該事業所に継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。」と供述している上、うち 1 名は、「申立人と同じく D（職種）であった。」とも供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、国内勤務の者については厚生年金保険の適用事業所となった日又は入社日に、C（地名）勤務の者については 23 年 11 月 1 日に一斉に資格取得を行ったことがうかがえ、当時の人事課長及び経理課員も、「そのような運用をしていたのではないか。」と供述している。

さらに、元同僚 11 名は、「申立人は、申立期間当時C（地名）に勤務していた。」供述していることから、申立人についても他のC（地名）に勤務していた者と同様、昭和 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格取得手続が行われたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 4 日から 35 年 1 月 15 日まで  
私は、昭和 32 年までは社会保険に加入していない個人商店で働いており、これでは病気になったら困ると思い、33 年 1 月 4 日に A 社 B 事業所に入社した。同社は、初めて社会保険に加入した会社であり、間違えることは無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 33 年 1 月 4 日に A 社 B 事業所に入社した。」と主張しているところ、複数の元同僚に照会したが、申立人の入社時期について記憶している者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の複数の元同僚は、「試用期間があった。」と供述しており、うち一人は、「入社した当初の 2、3 か月の厚生年金保険の加入記録が無い。以前、ほかの人と話したときに、入社した当初の 2、3 か月の記録が無いと言っていた。」と供述していることから、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在は不明である上、A 社の登記簿謄本で確認できる同社の最後の代表取締役は、「当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3616

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月22日から29年8月1日まで  
② 昭和29年10月25日から31年5月1日まで

私は、昭和28年5月にA社B工場に入社し、同年10月の同工場閉鎖後も、29年7月頃まで、同工場のC（作業）に従事していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は28年10月22日とされている。また、29年8月から31年4月まで、D社にE（職種）として勤務していたが、当該事業所における被保険者資格喪失日は29年10月25日とされている。申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社B工場閉鎖後も、同社同工場においてC（作業）に従事していた。」と主張しているが、申立人は、申立期間①当時一緒にC（作業）に従事していた同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認することができない。

また、A社の事業主は、「申立期間①当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。」と回答している。

さらに、A社B工場が閉鎖するまで同社社員寮で申立人と同室であった元同僚は、「私は、A社B工場の閉鎖に伴い同社F工場勤務となった。社員寮には、同社B工場の勤務期間だけしかいなかったもので、申立人が、同社B工場閉鎖後にC（作業）に従事していたかどうか覚えていない。」と供述している。

加えて、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の勤務及び退職時期に係る具体的な記憶から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。」と回答している。

また、申立人は、「仕事はE（職種）で、事務所にいる時間が短かったので元同僚の氏名を覚えていない。」と供述している上、当該事業所の申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得した4名に文書照会したところ、回答を得られた2名はいずれも、「申立人のことを覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、平成 12 年 10 月 16 日から同年 10 月 31 日までA社にB（職種）として勤めていたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 10 月 31 日となっているので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、平成 12 年 10 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所を平成 12 年 10 月 30 日に離職したことが確認でき、離職日の翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とするオンライン記録と符合する。

また、当該事業所の元事業主は、「会社は既に解散し、当時の関係資料は廃棄しており、厚生年金保険の事務取扱は不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、「申立人をB（職種）として雇用していたことを記憶している。雇用保険の加入記録どおりで間違いはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3618

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月から 30 年 6 月まで

私は、中学校を卒業後、A社に昭和 28 年 3 月から 37 年 4 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 51 年 12 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の元事業主は所在が不明のため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人が氏名を挙げた元同僚は、申立人と同じ昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、ほかの元同僚は、「会社は、しばらくの間社員を社会保険（厚生年金保険及び健康保険）に加入させていなかった。ほかの従業員が、健康保険証が無いことを会社に言ったところ、未加入の従業員を加入させたとの話を聞いた。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人は、昭和 30 年 7 月 1 日に初めて厚生年金保険被保険者記号番号を払い出されているところ、同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 9 日から 48 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間において、A市内のB社C事業所（現在は、D社）に勤務し、E（業務）等の仕事をしていた。勤務当初から厚生年金保険に加入していると思っていたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いとする年金事務所の回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間以前はB社F事業所に勤務していたが、昭和 46 年 8 月からB社C事業所に勤務した。B社F事業所で勤務していた元同僚が同C事業所の事業主となったので一緒に移った。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、事業主は、「申立期間当時は社会保険に加入しておらず、従業員には国民年金及び国民健康保険に入るよう指示していた。その後、妻帯者などから要望があったので、継続勤務が見込まれる者のみ、昭和 52 年 5 月 1 日から厚生年金保険及び健康保険に加入させることにした。」と回答している。

また、B社F事業所を同じ頃に資格喪失している元同僚は、「B社C事業所へは勤務していないので、詳しいことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における当該事業所での勤務実態を確認できない上、当該事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3620

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 47 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 5 月から同年 9 月まで

私は、A社に勤務していた昭和 45 年 10 月から 47 年 8 月末までの期間及びB社に勤務していた 52 年 5 月から同年 9 月までの期間、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、申立人から提出されたA社社内報及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間①に当該事業所で営業業務に従事していたことは推認できる。

しかし、A社でC（業務）を担当していた元同僚は、「D（職種）は、希望する人又は課長以上の管理職を厚生年金保険に加入させる取扱いだった。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げ、文書回答のあった元同僚4名のうち2名は当該事業所における勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録において、9か月及び15か月の相違が確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人は、申立期間②にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人はD（職種）であったと供述しているところ、元事業主は「D（職種）の従業員は、出入り（入社・退社）が激しく、厚生年金保険に加入するか否かは本人の申出によるものであった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち、1名はB社に係る厚生年金保険の被保険者記録に氏名は無く、1名は死亡しており、残る1名からは調査協力を得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録において、申立期間の資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3621 (事案 1799 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 21 年 9 月に年金記録の訂正を第三者委員会に要請し、22 年 5 月に訂正は認められないとの通知を受けたが納得できない。A 省の公文書（『B 社・給与関係綴』C（機関）D（施設）保管）によれば、B 社は昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 12 月 31 日の期間も存在している。厚生年金保険料は法律で給料から控除すると定められており、私の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは社会保険庁（当時）の誤りによるものであると考えるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社は、昭和 22 年 4 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間はその後の期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A 省の公文書（『B 社・給与関係綴』C（機関）D（施設）保管）の存在を指摘し再調査を求めているところ、C（機関）D（施設）が保管する『B 社・バランスシート綴』の B 社第三部報告書において、B 社は、昭和 22 年 6 月 10 日の閉鎖以後、「E（機関）F 事業所」という事業所名で記載されているところ、その所在地の記載により、同事業所の所在地は G 区 H であり、24 年 4 月 16 日の時点では同区 I に所在していたことが確認でき、申立人の記憶する事業所所在地と符合する。

しかし、申立人が指摘している C（機関）D（施設）が保管する『B 社・給与関係綴』によると、昭和 24 年 4 月から同年 7 月までの給料計算

表において、申立人の氏名は無い上、同給料計算表の様式において、厚生年金保険料の控除欄は無く、所得税のみが控除されていることが確認できる。

また、C（機関）が保管する前述の公文書及びJ（機関）が保管する書籍『K』及び『L』による調査結果から、A社は、昭和22年6月10日に閉鎖され、E（機関）及びM（機関）に業務が引き継がれているが、オンライン記録において、E（機関）及びM（機関）のいずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成15年3月24日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成15年4月1日から17年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月24日から同年4月1日まで  
② 平成15年4月1日から17年4月1日まで

私は、平成15年3月にA社に入社し、17年3月末まで継続して勤務していたが、申立期間①の入社時の年金記録が欠落している。また、同社に勤めていた申立期間②の給与額は50万円以上であったが、社会保険事務所（当時）の申立期間の標準報酬月額の記録は26万円から32万円とかなり低くなっている。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険料の控除額を確認の上、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間①において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業主は、「申立人は他の採用者ととともに平成15年3月はパート扱いで、同年4月に正社員として正式採用して社会保険加入の手続を行った。」と回答しており、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、資格取得年月日は同年4月1日として届け出ていることが確認できる。

また、当該事業主は、「厚生年金保険料は当月控除していた。」と回

答しているところ、申立人から提出された同年3月の給与明細書及び事業主から提出された給与明細一覧表から、同年3月に係る保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、平成15年3月16日に国民年金に加入しており、同年9月2日に同年3月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与明細一覧表により、申立人の主張するとおり、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い報酬月額が支給されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していると認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書及び給与明細一覧表で確認できる申立期間②の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から35年5月5日まで  
私は、A社B事業所に勤務した申立期間については脱退手当金を受給していない。調査の上、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所のC（業務）担当者が、申立期間当時を知る者に照会した結果として、「当時、会社が代理請求していたようである。」と供述しているほか、元同僚が「会社が請求してくれていた。」と供述しているところ、申立人と同時期に退職し受給記録が存する女子職員25人（申立人を除く。）のうち18人がオンライン記録において脱退手当金が支給されていることになっており、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4カ月後の昭和35年9月10日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険台帳（旧台帳）には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然ささうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 9 月 30 日まで A 社の一事業部門である B 事業所(その後、別法人として C 社となる。)で勤務していたが、この期間が、厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所(当時)から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答及び B 事業所の D 部門で勤務していた女性の元従業員の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の関係書類は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人同様に E (職種) であり、申立人が先輩として氏名を挙げた二人の元同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての記録が確認でき、申立人を記憶している女性の元従業員からは申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 4 月から 7 年 3 月末まで A 社に勤務し、6 年 7 月から厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち平成 6 年 8 月 21 日から 7 年 3 月 20 日までの期間、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は平成 9 年 9 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、元事業主に厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった平成 9 年 9 月 24 日において、厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について回答は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3626 (事案 1275 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から10年11月1日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、平成9年12月から10年10月までの期間に係る標準報酬月額が9万2,000円とされているが、当該標準報酬月額は一方的に変更されたものであるため納得できない。実際の給与と比較すると低額なので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は遡及して訂正されていることが確認できるが、申立人は、当該事業所の代表取締役であり、社会保険料の滞納があったことを認めている上、申立人は、「代表者印については自分が（申立人が不在時は申立人の妻）管理していた。」と供述していること、及び年金事務所では「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、会社の代表印が押印された届書が必要である。」と回答していることを考え併せると、代表取締役であった申立人が当該遡及処理に関与していないとは認め難いことから、代表取締役が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、標準報酬月額の遡及訂正に関与していなかったことを示す新たな資料の提出は無く、再度、標準報酬月額の遡及訂正処理は社会保険事務所（当時）による一方的な記録の訂正であり、申立人自身は当該遡及訂正に関与しておらず、前回の審議結果に納得できないと主張し

ている。

しかしながら、A社に係る滞納処分票によると、当該事業所は平成9年9月から社会保険料を滞納しており、10年2月までは納付期限後に納付していることが確認できる上、当該事業所に対して社会保険事務所から複数回にわたり保険料納入の督促が行われ、申立人は滞納保険料の納入について社会保険事務所との交渉に当たっていることが確認できることから、申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 26 日から 59 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 9 月 26 日から 59 年 3 月末まではA社に、同年 4 月 1 日から同年 12 月末まではB社（現在は、C社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が、それぞれ同年 1 月 4 日及び同年 6 月 1 日とされていることは納得できない。調査して厚生年金保険の資格取得日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、A社からの回答書により、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当社には、試用期間が3か月あり、試用期間が終了した時点で従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険被保険者の資格を有する複数の元同僚に照会したところ、そのうち一人は、「入社後3か月間は試用期間で、社会保険には加入していなかった。」と証言していることから、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから3か月経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人の当該事業所における資格取得日は厚生年金保険の加入記録と一致している上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 59 年 4 月 1 日から同年 12 月  
末まで B 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C 社は、「申立期間②当時の資料が保存されていない  
ため、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況については  
不明である。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金  
保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険被保険者の  
資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年  
金保険の適用状況について確認できる証言は得られなかった。

また、企業年金連合会から提出された厚生年金基金の加入記録による  
と、申立人は当該事業所において昭和 59 年 6 月 1 日に厚生年金基金加  
入員の資格を取得し、60 年 1 月 1 日に資格を喪失していることが確認  
でき、厚生年金保険の加入期間と一致している上、当該加入期間は雇用  
保険の加入記録とも符合する。

さらに、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認でき  
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年  
金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな  
い。